

## 甲南大学 10 号館地階スタジオ使用内規

〔平成 23 年 10 月 27 日  
学生部委員会承認〕

改正 平成 24 年 1 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、甲南大学 10 号館地下 1 階のスタジオ（以下「スタジオ」という。）の運営について必要な事項を定める。

(施設)

第 2 条 スタジオは、次の三種類とする。

- (1) スタジオ 1 (約 20 名収容)
- (2) スタジオ 2 (約 10 名収容)
- (3) スタジオ 3 (約 10 名収容)

(使用目的)

第 3 条 スタジオは、本学学生の課外活動等に使用する。

(使用団体)

第 4 条 スタジオを使用できる団体は、以下のとおりとする。

- (1) 課外活動団体
- (2) 自治会に置かれた委員会
- (3) 任意団体
- (4) 学生部長が認めた団体

(使用時間)

第 5 条 スタジオの使用時間は、以下のとおりとする。

- (1) 午前 8 時から午後 1 時
- (2) 午後 1 時から午後 5 時
- (3) 午後 5 時から午後 9 時 30 分

(使用申込)

第 6 条 使用を希望する団体は、事前に学生部及び防災センターに申請書類を提出しなければならない。

(予約)

第 7 条 スタジオの予約は、先着順とする。ただし、学生部が必要と認めた場合は抽選により決定することがある。

第 8 条 スタジオの予約開始日は、以下の通りとする。

- (1) 「課外活動団体」「自治会に置かれた委員会」：前々月の 1 日
- (2) 「任意団体」「学生部長が認めた団体」：前月の 1 日

第 9 条 同一団体が予約できるスタジオは、一日に 2 室までとする。

第 10 条 同一団体が予約できる時間帯は、一日に 2 つの時間帯までとする。

第 11 条 同一スタジオを連続して予約できる日数は 3 日を限度とする。なお、学生部長が必要と認めた場合に限り、5 日まで延長することができる。

(キャンセル)

第 12 条 予約したスタジオを使用しない場合は、速やかに学生部に申し出なければならない。

(使用者の義務)

第 13 条 スタジオを使用する場合は、法令及び学内諸規程に違反しないことに加え、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 秩序・風紀を守り、近隣及び他人に迷惑をかけること。

- (2) 設備及び什器備品等を破損・汚損しないこと。
- (3) 設備及び什器備品等を許可なく移動しないこと。
- (4) 暖房器具及び危険物を許可なく持込まないこと。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) 物品を放置しないこと。
- (7) 許可なくポスター等を掲示しないこと。
- (8) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (9) その他、学生部及び管財部の指示に従うこと。

第 14 条 この内規に違反した場合は、スタジオの使用を禁止することがある。なお、違反が度重なる場合は、学内団体規程による処分を行うことがある。

(改廃)

第 15 条 この内規の改廃は、学生部委員会が行う。

附 則

この内規は、平成 23 年 10 月 27 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 24 年 1 月 30 日から施行する。